

協議第33号

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める。

- 1 合併後の市の組織機構については、合併前の小田原市の組織機構を基本に編成することとし、効率的な行政運営が図られるよう調整する。
- 2 出先機関（支所、連絡所、地域センター住民窓口、窓口コーナー及びサービスセンター）については、現時点において現行のとおりとし、南足柄市市民課の窓口を現在の小田原市支所等と位置付けることとする。なお、住民窓口の再編については、両市それぞれで検討を継続し、合併に際しては、その方針を踏まえ改めて合併後の市における出先機関のあり方を検討する。
- 3 消防団については、合併後3年を目途に1団体制とする。
- 4 条例等により設置されている附属機関については、それぞれの設置目的や実態などを考慮し、統廃合について調整する。

平成29年5月30日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

【調整理由】

- ・組織機構については、小田原市の組織機構が南足柄市を概ね包含できるため。
- ・出先機関については、施設の老朽化等の課題があり、統廃合を含む施設のあり方を検討する必要があるため。
- ・消防団については、指揮命令系統に支障が生じないようにするため1団体制とするが、地域の実情や長年の経緯等を考慮するほか、人的な再編及び装備や資機材などの平準化を計画的に進める上では、移行期間を設ける必要があるため。